



平成25年度

滋賀県の水道

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

目 次

水道事業の概要	P 1
1 水道の普及状況	P 2
2 水道種別事業数	P 4
3 取水状況	P 5
4 給水状況	P 5
5 水道施設の現況	P 8
付属統計資料	P 9
各表の説明	P 10
6 総 括	P 11
① 市町別水道普及表	P 12
② 事業別等水道普及状況	P 14

参考

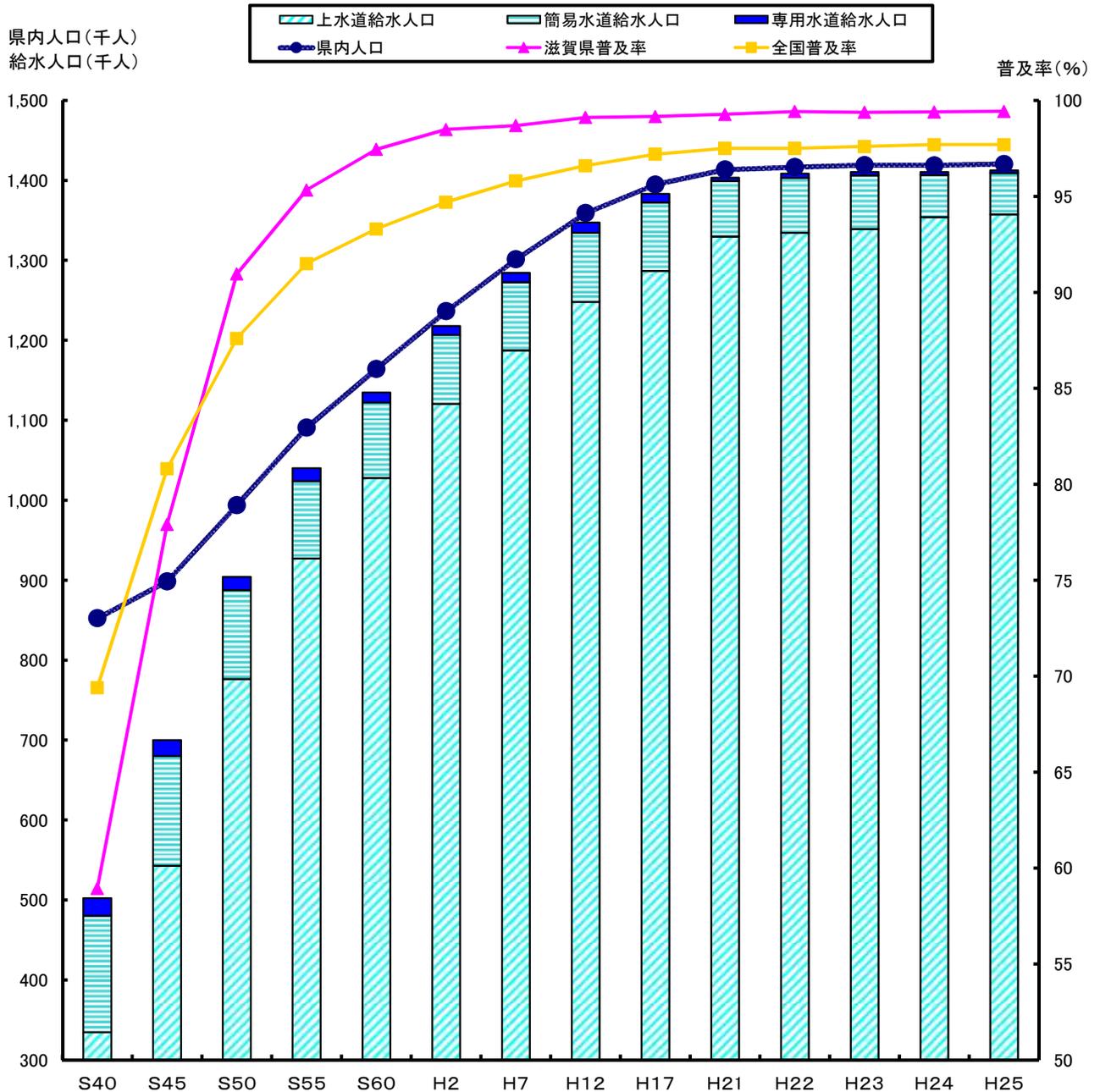
- 1 水道の種類
- 2 水道の水質基準

水道事業の概要

1 水道の普及状況

- ① 平成26年3月31日現在の本県の水道の普及状況は、県内人口(行政区域内人口) 1,420,781人に対して給水人口 1,412,670人で、普及率は99.4%となっている。
- ② 給水人口を水道種類別に見てみると、上水道事業が96.1%、簡易水道事業が3.7%、専用水道(自己水源のみで給水を行っているもの)が0.2%を占めている。

水道普及状況の推移

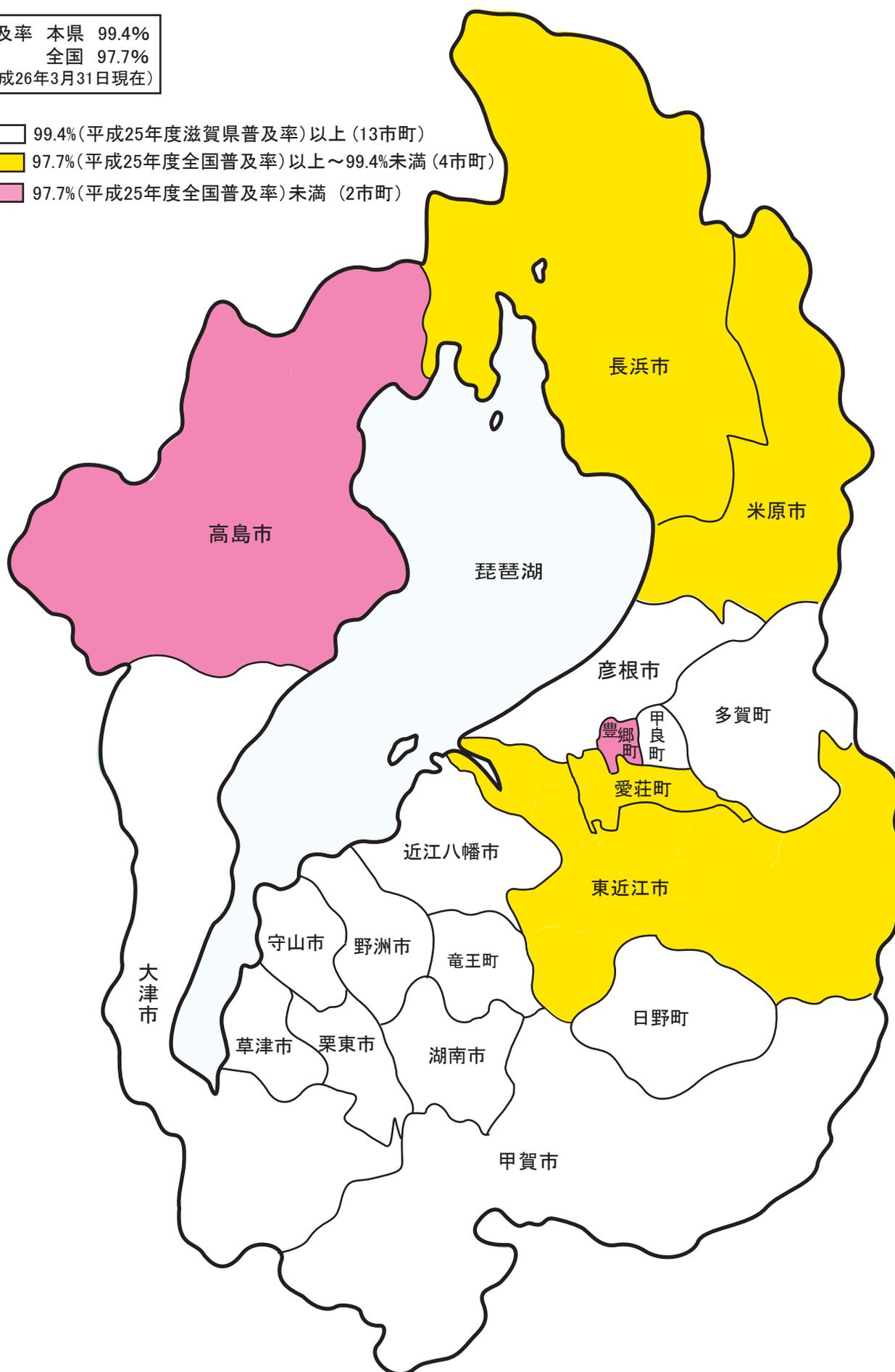


区分	S40 (1965)	S45 (1970)	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	
県内人口(人)	852,598	898,832	994,142	1,091,114	1,164,484	1,236,620	1,301,533	1,359,371	1,395,049	1,413,796	1,416,833	1,419,388	1,419,040	1,420,781	
給水人口(人)	上水道	334,736	542,779	776,592	927,195	1,028,098	1,120,735	1,187,433	1,248,073	1,287,006	1,329,988	1,334,499	1,339,280	1,354,365	1,357,487
	簡易水道	145,672	137,225	111,051	96,774	94,101	86,243	85,379	86,631	85,414	69,483	68,902	67,055	52,704	51,906
	専用水道	22,046	20,263	16,590	16,185	12,593	10,969	11,689	12,641	10,976	4,100	5,282	4,227	3,535	3,277
	計	502,454	700,267	904,233	1,040,154	1,134,792	1,217,947	1,284,501	1,347,345	1,383,396	1,403,571	1,408,683	1,410,562	1,410,604	1,412,670
普及率(%)	滋賀県	58.9	77.9	91.0	95.3	97.5	98.5	98.7	99.1	99.2	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4
	全国	69.4	80.8	87.6	91.5	93.3	94.7	95.8	96.6	97.2	97.5	97.5	97.6	97.7	

滋賀県市町別水道普及状況（平成26年3月31日現在）

普及率 本県 99.4%
 全国 97.7%
 （平成26年3月31日現在）

- 99.4%（平成25年度滋賀県普及率）以上（13市町）
- 97.7%（平成25年度全国普及率）以上～99.4%未満（4市町）
- 97.7%（平成25年度全国普及率）未満（2市町）



2 水道種別事業数

平成26年3月31日現在

水道事業体	用水供給 事業数 (大臣認可)	上水道 事業数 (大臣認可)	上水道 事業数 (知事認可)	簡易水道 事業数 (知事認可)	専用水道				公営飲料 水供給施 設数
					国		民間		
					自己	受水	自己	受水	
1	企業庁	1							
2	大津市		1	2		1	6	4	
3	彦根市		1					2	
4	長浜市			2	11		5	4	2
5	近江八幡市		1				1	3	
6	草津市		1				2	1	
7	守山市		1				2	1	
8	栗東市		1				1	5	
9	甲賀市		1	2			4	2	
10	野洲市		1					2	
11	湖南市		1						
12	高島市			1	23	1	2	5	18
13	東近江市		1	5			7		1
14	米原市			1	2			2	
15	日野町			1	1			3	2
16	竜王町			1				2	
17	豊郷町				2			3	
18	甲良町			1					
19	多賀町			1				1	1
20	長浜水道企業団		1	2	6				
21	愛知広域行政組合			1					
事業数 173	1	11	11	54	1	3	44	27	21
					4		71		
					75				

※平成25年度中の上水道における新設・廃止は、統合による廃止1箇所（近江八幡市 安土）があった。
 ※平成25年度中に浅井上水道事業が長浜市から長浜水道企業団へ移管があった。
 ※平成25年度中の簡易水道における新設・廃止は、統合による廃止4箇所（近江八幡市 沖島）（長浜市 余呉中央、丹生、椿坂、中河内）があった。
 ※平成25年度中に簡易水道事業（湖北中部、湖北西部、湖北東部北、山脇河毛、小今賀、郡上）が長浜市から長浜水道企業団へ移管があった。
 ※平成25年度中の専用水道における新設・廃止は、廃止1箇所（小井口団地）があった。

平成25年3月31日での数	1	23	58	76	21
---------------	---	----	----	----	----

※平成24年度中の上水道における新設・廃止は、新設1箇所（長浜市 浅井）があった。
 ※平成24年度中の簡易水道における新設・廃止は、廃止5箇所（長浜市 浅井、浅井北、浅井中部、浅井南部、浅井東部）があった。
 ※平成24年度中の専用水道における新設・廃止は、新設5箇所（フォレオ大津一里山、彦根中央病院、三菱樹脂(株)長浜工場、ゼネラル(株)滋賀工場、(株)丸善アスト店）、廃止2箇所（草津総合病院、しがらきキュータウン専用水道）があった。

平成24年3月31日での数	1	22	63	73	21
---------------	---	----	----	----	----

※平成23年度中の用水供給における変更は、廃止1箇所（南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業が統合されて湖南水道用水供給事業に変更）があった。
 ※平成23年度中の簡易水道における新設・廃止は、廃止3箇所（大津市上龍華、大津市伊香立、栗東市観音寺）があった。
 ※平成23年度中の専用水道における新設・廃止は、新設3箇所（友仁山崎病院、近江八幡市立金田小学校、特別養護老人ホーム 樹の郷）、廃止1箇所（滋賀刑務所）があった。

平成23年3月31日での数	2	22	66	71	21
平成22年3月31日での数	2	22	68	73	23
平成21年3月31日での数	2	24	74	71	23
平成20年3月31日での数	2	24	76	71	25
平成19年3月31日での数	2	24	80	67	25
平成18年3月31日での数	2	25	80	68	24

※長浜水道企業団は長浜市（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町を除く）、米原市の一部（旧近江町）を給水区域とする。
 ※愛知郡広域行政組合は東近江市の一部（旧愛東町・旧湖東町）、愛荘町を給水区域とする。

3 取水状況

- ・平成25年度の年間取水量は、200,583千m³であり、約3分の2が琵琶湖からの取水となっている。
- ・上水道事業の年間取水量は184,658千m³であり、湖水72.1%、表流水4.8%、浅井戸9.2%、深井戸12.4%、伏流水1.4%、湧水他0.1%となっている。
- ・簡易水道事業の年間取水量7,389千m³であり、湖水9.9%、表流水15.9%、浅井戸52.7%、深井戸22.3%、伏流水0.0%、湧水他0.2%となっている。

水源別年間取水量の推移

(単位:千m³、%)

	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	前年比 ポイント
湖水	135,748 67.1	135,847 67.6	134,384 67.6	135,710 67.9	134,312 67.5	134,358 68.3	137,547 68.58	+3,189 +0.28
表流水	11,534 5.7	11,768 5.9	10,965 5.5	10,858 5.4	11,515 5.8	10,419 5.3	10,286 5.13	-133 -0.17
浅井戸	18,886 9.3	18,431 9.2	18,279 9.2	17,928 9.0	18,332 9.2	17,921 9.1	22,031 10.98	+4,110 +1.88
深井戸	32,277 15.9	30,603 15.2	31,255 15.7	31,445 15.7	31,783 16.0	30,962 15.7	27,745 13.83	-3,217 -1.87
伏流水	3,278 1.6	3,491 1.7	3,373 1.7	3,223 1.6	2,801 1.4	2,856 1.5	2,791 1.39	-65 -0.11
湧水他	754 0.4	746 0.4	661 0.3	702 0.4	235 0.1	215 0.1	183 0.09	-32 -0.01
計	202,477 100.0	200,886 100.0	198,917 100.0	199,866 100.0	198,978 100.0	196,731 100.0	200,583 100.0	+3,852

- (注1) 上段:取水量 下段:水源種類別の占める割合
 (注2) 表の取水量は、上水道、簡易水道、専用水道の合計である。
 (注3) 湧水他には、京都市からの浄水受水量 160千m³を含む。

4 給水状況

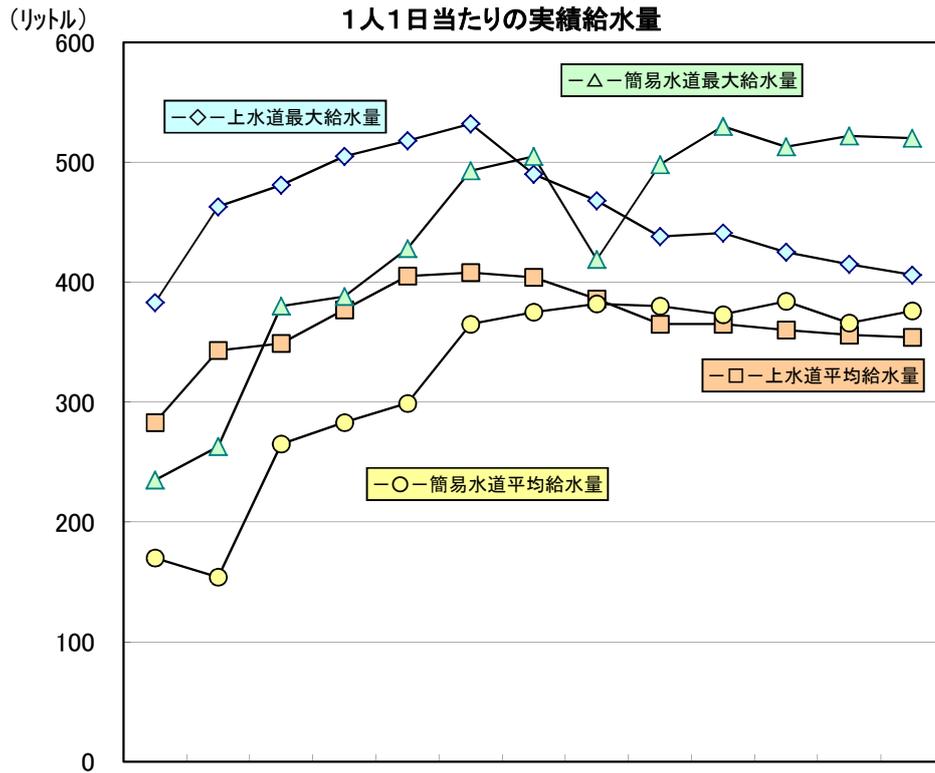
- ・平成25年度の年間給水量は、188,006千m³であり、その割合は上水道93.3%、簡易水道3.8%、専用水道2.9%である。
- ・上水道事業の年間給水量は175,408千m³であり、生活用70.5%、営業用13.2%、工場用4.8%、その他1.0%、無収水量2.7%、無効水量7.8%となっている。
- ・簡易水道事業の年間給水量は7,122千m³であり、生活用75.4%、その他3.2%、無収水量3.1%、無効水量18.3%となっている。

水道種類別年間給水量の推移

(単位:千m³、%)

年度	S40 (1965)	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	前年比 ポイント
上水道	25,687 71.6	97,886 80.2	118,134 91.4	139,808 92.6	165,870 92.0	177,453 92.1	183,921 92.6	181,199 91.4	177,329 92.8	177,793 92.9	176,463 92.8	175,746 93.7	175,408 93.3	-338 -0.4
簡易水道	6,616 18.4	7,996 6.6	9,104 7.0	9,737 6.4	9,409 5.2	11,412 5.9	11,843 6.0	11,906 6.0	9,629 5.0	9,373 4.9	9,420 5.0	7,040 3.8	7,122 3.8	+82 +0.0
専用水道	3,597 10.0	16,128 13.2	2,062 1.6	1,517 1.0	4,971 2.8	3,709 1.9	2,848 1.4	5,119 2.6	4,193 2.2	4,317 2.2	4,244 2.2	4,752 2.5	5,476 2.9	+724 +0.4
計	35,900 100.0	122,010 100.0	129,300 100.0	151,062 100.0	180,250 100.0	192,574 100.0	198,612 100.0	198,224 100.0	191,151 100.0	191,483 100.0	190,127 100.0	187,538 100.0	188,006 100.0	+468

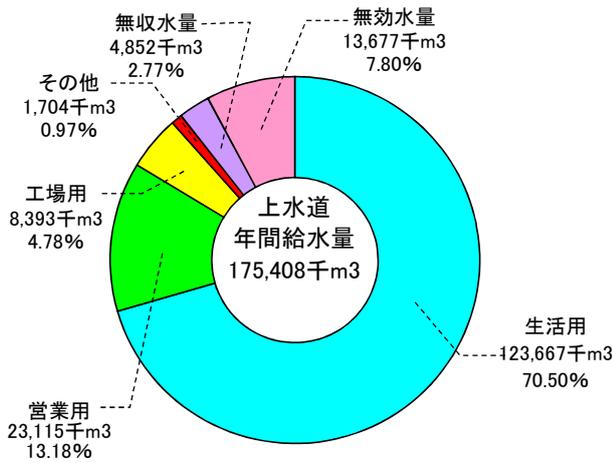
- (注1) 上段:給水量 下段:水道種類別の占める割合
 (注2) 上水道の給水量には分水量も含む



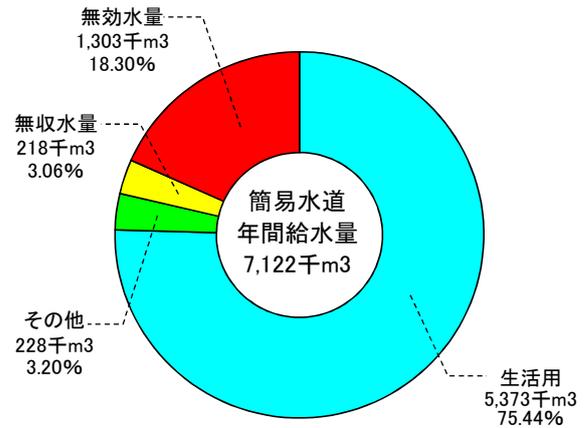
年 度		S45 (1970)	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	前年比
上水道	平均給水量 リットル	283	343	349	377	405	408	404	386	365	365	360	356	354	-2
	最大給水量 リットル	383	463	481	505	518	532	490	468	438	441	425	415	406	-9
簡易水道	平均給水量 リットル	170	154	265	283	299	365	375	382	380	373	384	366	376	10
	最大給水量 リットル	235	263	380	388	428	493	505	419	498	530	513	522	520	-2

簡易水道の平均給水量＝年間給水量÷給水人口÷年間日数365日
 簡易水道の最大給水量＝実績1日最大給水量÷給水人口

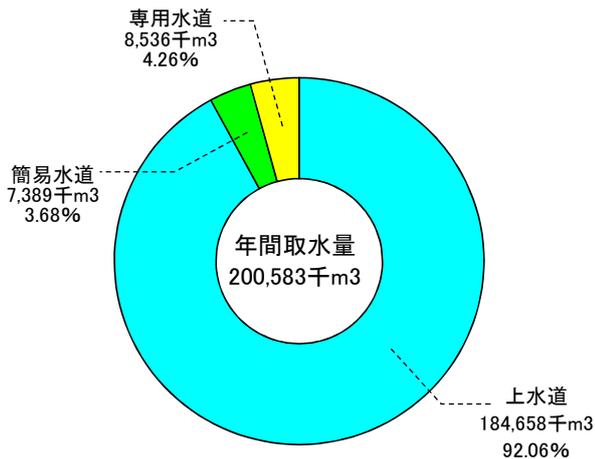
上水道用途別年間給水量



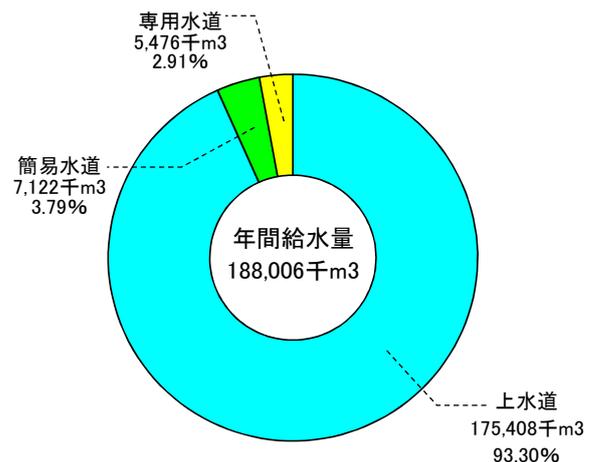
簡易水道用途別年間給水量



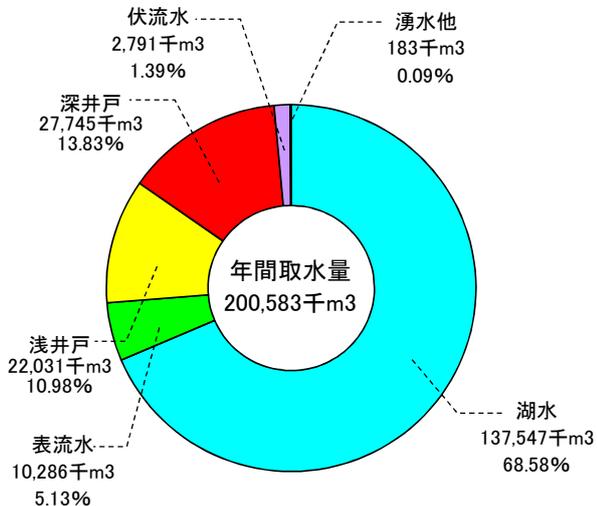
水道別年間取水量



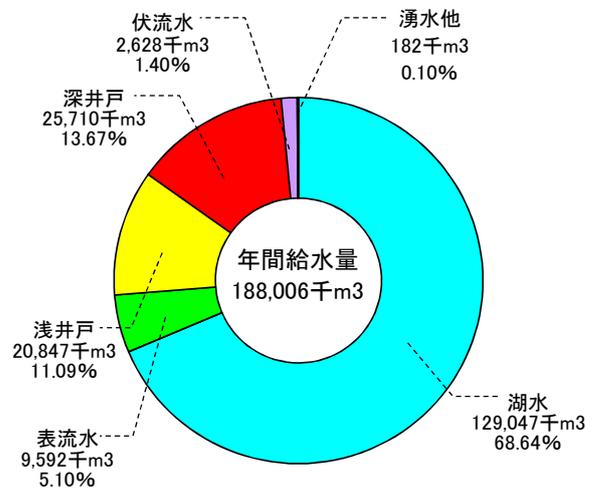
水道別年間給水量



水源別年間取水量

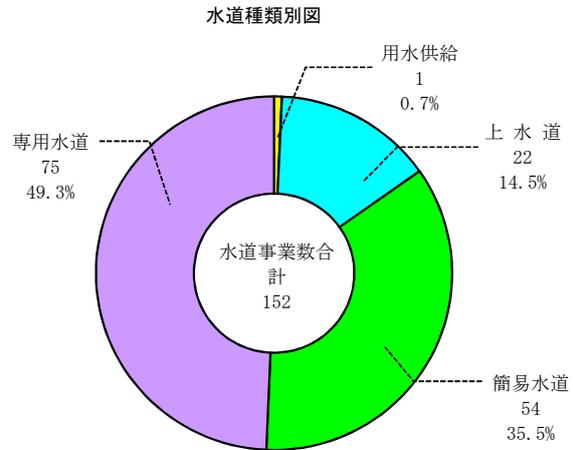


水源別年間給水量



5 水道施設の現況

- ・水道種別事業数は、用水供給事業1、上水道事業22、簡易水道事業54、専用水道75である。
- ・平成25年度における用水供給事業および上水道事業の浄水量は181,145千m³であり、このうち68.9%にあたる124,760千m³が急速ろ過方式によって浄水処理が行われている。
- ・上水道事業における配水池総数は312池、総有効容量は355千m³であり、これは計画一日最大給水量の11.3時間分に相当することになる。
- ・上水道事業における管路の総延長は8,579kmで、管種別では硬質塩化ビニル管が46.6%を占めており、次いでダクタイル鋳鉄管が46.0%となっている。
- ・簡易水道事業における浄水場は58箇所、総浄水能力は33,031m³/日である。平成25年度における浄水量は7,294千m³であり、消毒のみによるものが3,202千m³で、全体の43.9%を占めている。配水池は116池で、容量は23,738m³となり、計画一日最大給水量の17.2時間分に相当する。
- ・簡易水道事業における管路の総延長は約788kmであるが、うち硬質塩化ビニル管が83.1%を占めており、次いでダクタイル鋳鉄管で11.4%となっている。



管種別管路延長

(単位: 上段[km]、下段[%])

		鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄管	鋼管	石綿セメント管	硬質塩化ビニル管	コンクリート管	鉛管	その他	合計
上水道	H25	78	3,946	73	28	4,000	0	0	454	8,579
		0.9	46.0	0.9	0.3	46.6	0.0	0.0	5.3	100.0
	H24	80	3,902	73	33	3,993	0	0	432	8,514
		0.9	45.8	0.9	0.4	46.9	0.0	0.0	5.1	100.0
前年比ポイント	-2	44	0	-5	7	0	0	22	66	
	0.0	0.2	0.0	-0.1	-0.3	0.0	0.0	0.2		
簡易水道	H25	1	90	8	2	655	0	0	32	788
		0.1	11.4	1.0	0.3	83.1	0.0	0.0	4.1	100.0
	H24	1	86	6	3	603	0	0	40	739
		0.1	11.6	0.8	0.4	81.6	0.0	0.0	5.5	100.0
前年比ポイント	0	4	2	-1	52	0	0	-8	49	
	0.0	-0.2	0.2	-0.1	1.5	0.0	0.0	-1.4		
計	H25	79	4,036	81	30	4,655	0	0	486	9,367
		0.8	43.1	0.9	0.3	49.7	0.0	0.0	5.2	100.0
	H24	81	3,988	79	36	4,596	0	0	472	9,252
		0.9	43.1	0.9	0.4	49.7	0.0	0.0	5.1	100.1
前年比ポイント	-2	48	2	-6	59	0	0	14	115	
	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1		

(注1) 上段:管路延長 下段:管種別の占める割合

(注2) 鉛管については、給水管には残存しており、平成15年4月からの鉛の水道水質基準強化に伴い、布設替え等を推進指導している。

付属統計資料

・各表の説明

1 総括

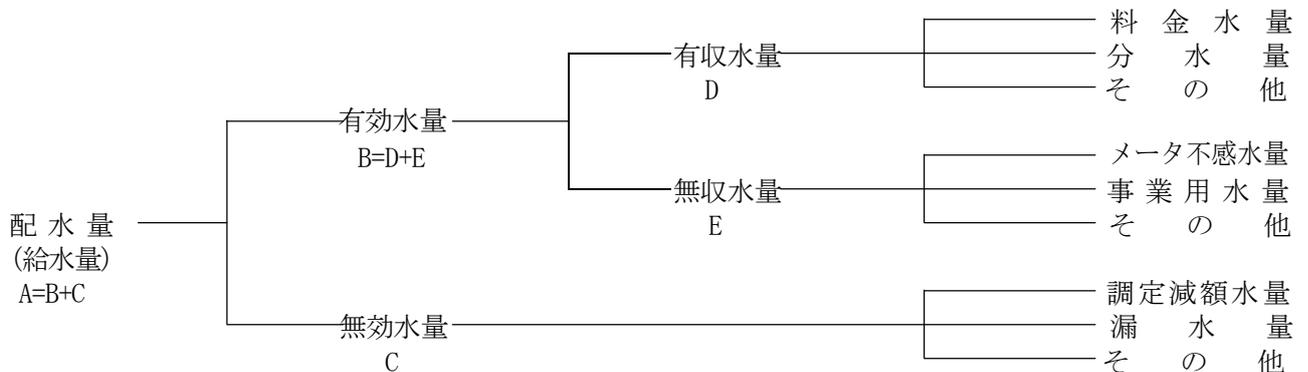
① 市町別水道普及表

- 行政区域内総人口は、平成 26 年 3 月末現在人口で、市町の報告によります。
- 上水道箇所数は、当該市町にかかる水道事業の箇所数を記載し、() 内に一部事務組合営および隣接市町の行政区域外給水を受けている地域数を内数で記載している。
例) 米原市 2 (1) は：米原市上水道の給水区域と長浜水道企業団の給水区域の 2 つがあることを示している。
- 複数の事業体から給水を受けている場合の各市町における上水道の現在給水人口は、行政区域内の給水人口の総計である。
- 自己水源のみによる専用水道の現在給水人口は、水道普及率に関係する数値であるので、実際にその施設に居住している人数のみを計上している。
- 飲料水供給施設は、計画給水人口が 10 人以上のもののみを計上している。

2 上水道事業

① 給水量の実績

- 行政区を越えて給水を行っている水道事業体の現在給水人口は、各水道事業体が給水を行っている人口の合計であり、個々の市町事業体における数値は、本誌の他表と値が一致しない場合がある。
- 実績年間取水量には、他の事業体からの受水量および県用水からの受水量を含む。
- 実績年間給水量には、他の事業体への分水量を含む。



有収率(%)=D/A×100

有効率(%)=B/A×100

- ① 配水量 …… 配水管の始点における流量(通過量)の合計をいう。(給水量)
- ② 有効水量 …… 使用上有効と見られる水量をいう。
- ③ 無効水量 …… 使用上無効と見られる水量をいう。
- ④ 有収水量 …… 料金徴収の基礎となった水量をいう。
- ⑤ 無収水量 …… 当該水量について料金徴収がないものをいう。

《有収水量》

- ⑥ 料金水量 …… 料金徴収の基礎となった水量で、計量栓についてはメータにより計量した実使用水量をいい、定額栓については基礎水量に使用人員および栓数を乗じて得た水量をいう。また、臨時給水等であっても料金を徴収するものはここに含める。
- ⑦ 分水量 …… 他の水道事業に対して分水する量をいう。
- ⑧ その他 …… 公園用水、公衆便所用水、消防用水等であって、料金としては徴収しないが、他会計から維持管理費等としての収入がある水量をいう。

《無収水量》

- ⑨ メータ不感水量 …… 有効に使用された水量のうち、メータに不感のため、料金徴収の対象とはならない水量をいう。
- ⑩ 事業用水量 …… 管洗浄用水、漏水防止作業用水等配水施設に係る事業に使用した水量をいう。
- ⑪ その他 …… 公園用水、公衆便所用水、消防用水等であって、料金その他の収入が全くない水量をいう。

《無効水量》

- ⑫ 調定減額水量 …… 赤水等のため、料金徴収の際の調定により減額の対象となった水量をいう。
- ⑬ 漏水量 …… 配水本管および支管、メータ上流給水管からの漏水量をいう。
- ⑭ その他 …… 他に起因する水道施設の損傷等により無効となった水量および不明水量をいう。

6 総括

6-① 市町別水道普及表

市町名	行政区域 内人口	上水道				簡易水道			専用水道						合計			普及率 ⑭/①×100 %	飲料水供給施設		
		事業数 ②	計画給水 人口 ③	給水区域 内人口 ④	現在給水 人口 ⑤	事業数 ⑥	計画給水 人口 ⑦	現在給水 人口 ⑧	自己水源のみによるもの			左記以外のもの			事業・施設数 ⑫+⑬+⑭	計画給水 人口 ⑮	現在給水 人口 ⑯		施設数 ⑰	計画給 水人口 ⑱	現在給 水人口 ⑲
									施設数 ⑨	確認時 給水人口 ⑩	現在給水 人口 ⑪	施設数 ⑪	確認時 給水人口 ⑫	現在給水 人口 ⑬							
大津市	342,343	1	356,000	340,182	340,061	2	422	290	6	9,881	1,487	5	19,249	1,110	14	366,303	341,838	99.9	3	969	186
彦根市	112,597	1	118,700	112,597	112,377							2	1,223	385	3	118,700	112,377	99.8			
長浜市	122,310	5(3)	118,470	103,840	102,621	17	23,755	18,280	5	2,443	67	4	4,013	0	31(3)	144,668	120,968	98.9			
近江八幡市	82,279	1	81,900	82,253	82,088				1	30	20	3	2,972	0	5	81,930	82,108	99.8			
草津市	127,610	1	133,100	127,610	127,176				2	3,852	190	1	19,330	50	4	136,952	127,366	99.8			
守山市	80,112	1	81,000	80,112	80,005				2	1,400	0	1	900	500	4	82,400	80,005	99.9			
栗東市	66,629	1	70,900	66,629	66,562				1	120	0	5	6,463	1,586	7	71,020	66,562	99.9			
甲賀市	94,490	1	98,715	93,154	93,091	2	1,550	1,032	4	31,780	300	2	470	230	9	132,045	94,423	99.9			
野洲市	50,733	1	50,800	50,733	50,689							2	220	0	3	50,800	50,689	99.9			
湖南市	54,879	1	54,890	54,879	54,829										1	54,890	54,829	99.9			
高島市	51,903	1	44,100	31,233	30,416	23	22,090	19,102	6	1,201	8	2	1,410	199	32	67,391	49,526	95.4	9	587	360
東近江市	115,758	2(1)	116,335	110,025	108,042	5	6,670	5,754	7	8,700	679				14(1)	131,705	114,475	98.9			
米原市	40,354	2(1)	44,800	39,538	39,048	2	1,375	805	2	4,010	0				6(1)	50,185	39,853	98.8			
日野町	22,264	2(1)	26,285	22,186	22,181	1	150	78	3	2,192	5	2	1,023	0	8(1)	28,627	22,264	100.0			
竜王町	12,559	1	14,250	12,721	12,189				2	5,648	370				3	19,898	12,559	100.0			

市町名	行政区域 内人口	上水道				簡易水道			専用水道						合計			普及率 %	飲料水供給施設		
		事業数	計画給水 人口	給水区域 内人口	現在給水 人口	事業数	計画給水 人口	現在給水 人口	自己水源のみによるもの			左記以外のもの			事業・施設数	計画給水 人口	現在給水 人口		施設数	計画給 水人口	現在給 水人口
									施設数	確認時 給水人口	現在給水 人口	施設数	確認時 給水人口	現在給水 人口							
① 人	② 事業	③ 人	④ 人	⑤ 事業	⑥ 人	⑦ 人	⑧ ヶ所	⑨ 人	⑩ 人	⑪ ヶ所	⑫ 人	⑬ 人	⑭+⑮+⑯+⑰	⑱+⑲+⑳	㉑+㉒+㉓ =㉔ 人	㉕/㉖×100	ヶ所	人	人		
愛荘町	21,290	1 (1)	23,365	21,206	20,885										1 (1)	23,365	20,885	98.1			
豊郷町	7,358					2	9,000	6,565	3	714	151				5	9,714	6,716	91.3			
甲良町	7,525	1	9,200	7,525	7,480										1	9,200	7,480	99.4			
多賀町	7,788	1	8,030	7,747	7,747				1	360	0	1	390	0	3	8,390	7,747	99.5			
市	1,341,997	19 (5)	1,369,710	1,292,785	1,287,005	51	55,862	45,263	36	63,417	2,751	27	56,250	4,060	133 (5)	1,488,989	1,335,019	99.5	12	1,556	546
町	78,784	6 (2)	81,130	71,385	70,482	3	9,150	6,643	9	8,914	526	3	1,413	0	21 (2)	99,194	77,651	98.6	0	0	0
合計	1,420,781	25 (7)	1,450,840	1,364,170	1,357,487	54	65,012	51,906	45	72,331	3,277	30	57,663	4,060	154 (7)	1,588,183	1,412,670	99.4	12	1,556	546

注) ・()内は、他の上水道から受水している上水道箇所数であり、内数。
・自己水源のみ以外の専用水道は他の水道から受水しているため、合計欄の人口には含まれない。
・飲料水供給施設は計画給水人口50人以上のもののみ計上している。

6-② 事業別等水道普及状況

1) 総括

① 水道種類別給水人口

行政区域 内人口	上水道			簡易水道			専用水道			合計			普及率	飲料水供給事業			
	事業数	計画 給水人口	現在 給水人口	事業数	計画 給水人口	現在 給水人口	施設 数	確認時 給水人口	現在 給水人口	事業・施設 数	計画 給水人口	現在 給水人口		経 区	営 分	施設 数	計画 給水人口
人 1,420,781	事業 22	人 1,450,840	人 1,357,487	事業 54	人 65,012	人 51,906	ヶ所 自己水のみ 45	人 72,331	人 3,277	ヶ所 151	人 1,588,183	人 1,412,670	% 99.4%	公 営	ヶ所 12	人 1,556	人 546
	市 14			市 51			-----	-----	-----								
	町 4			町 3			上記以外 (分水等) 30	人 57,663	人 4,060								
	組合 4																

(注1) 専用水道の「上記以外」の給水人口については、分水者（上水道等）の給水人口に含めており、合計には加算されていない。

(注2) 飲料水供給施設は計画給水人口が50人以上のもののみ計上している。

水道用水供給事業	
箇所数	計画給水量
箇所 1	m ³ /日 198,800

② 水源別給水人口および年間給水量（推定）

項目	湖 水		表 流 水		浅 井 戸		深 井 戸		伏 流 水		湧 水 他		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
給 水 人 口	1,051,434	71.4	69,421	4.7	142,833	9.7	188,206	12.8	18,478	1.3	1,654	0.1	1,472,026	100.0
給 水 量	千m ³ 129,047	% 68.6	千m ³ 9,592	% 5.1	千m ³ 20,847	% 11.1	千m ³ 25,710	% 13.7	千m ³ 2,628	% 1.4	千m ³ 182	% 0.1	千m ³ 188,006	% 100.0

(注1) 湧水他の給水量は京都市からの浄水受水量160千m³/年を含む。

(2) 上水道

施設数	計給水人口	画内人口	給水区域内人口	現在給水人口	原水の種別	浄水施設の種別	実績年間給水量	内訳					現在施設能力	実績1日最大給水量	実績1人最大給水量	
								生活用	営業用	工場用	その他	有効無収水量				無効水量
事業	人	人	人	人	湖表 15 浅 4 深 24 伏 5 湧 0 浄受 28	施設 12 緩急膜 4 消毒 18 鉄・マ 6 その他 15	千m ³ 175,408 有効率 92.2 有収率 89.4	千m ³	m ³ /日 700,805	m ³ /日 550,882	ℓ/日人 406					
22	1,450,840		1,364,111	1,357,487				123,667	23,115	8,393	1,704	4,852	13,677			

(注1) 原水の種別の略語 ・湖水「湖」、表流水「表」、浅井戸「浅」、深井戸「深」、伏流水「伏」、湧水「湧」、浄水受水「浄受」

(注2) 浄水施設の種別の略語 ・緩速ろ過「緩」、急速ろ過「急」、消毒のみ「消毒」、除鉄処理「鉄」、除マンガン処理「マ」

(注3) 浄水施設の種別箇所数は、水源ごとに設置してある施設をすべて集計した。たとえば1箇所の水源で緩速ろ過と急速ろ過の2種類の浄水施設がある場合、緩、急各々に計上してある。

(3) 簡易水道

事業数	計給水人口	画内人口	給水区域内人口	現在給水人口	原水の種別	浄水施設の種別	実績年間給水量	内訳				経営の種別
								生活用	その他	有効無収水量	無効水量	
事業	人	人	人	人	湖表 3 浅 24 深 25 伏 11 湧 0 浄受 0	施設 19 緩急膜 6 消毒 19 鉄・マ 5 その他 9	千m ³ 7,122	千m ³	千m ³	千m ³	千m ³	力所 公営 54 (市 51 町 3 その他 0)
54	65,947		54,104	51,906				5,373	228	218	1,303	

(4) 専用水道

施設数	確認時給水人口	現在給水人口	原水の種別	浄水施設の種別	施設能力	施設の専業の別
カ所	人	人	カ所	カ所	m ³ /日	カ所
自己水のみ			湖表 6 浅 9 深 13 伏 37 湧 2 浄受 1	施設 4 緩急膜 25 消毒 15 鉄・マ 14 その他 11	58,093	専用 36 原兼 3 浄兼 36
45	72,331	3,277				
上記以外			湖表 6 浅 9 深 13 伏 37 湧 2 浄受 1	施設 4 緩急膜 25 消毒 15 鉄・マ 14 その他 11		
30	57,663	4,060				

(注) 施設の専業の別の略号 ・浄水施設が飲用専用であるもの「専用」、原水をそのまま工場用および飲用に供給するもの「原兼」、

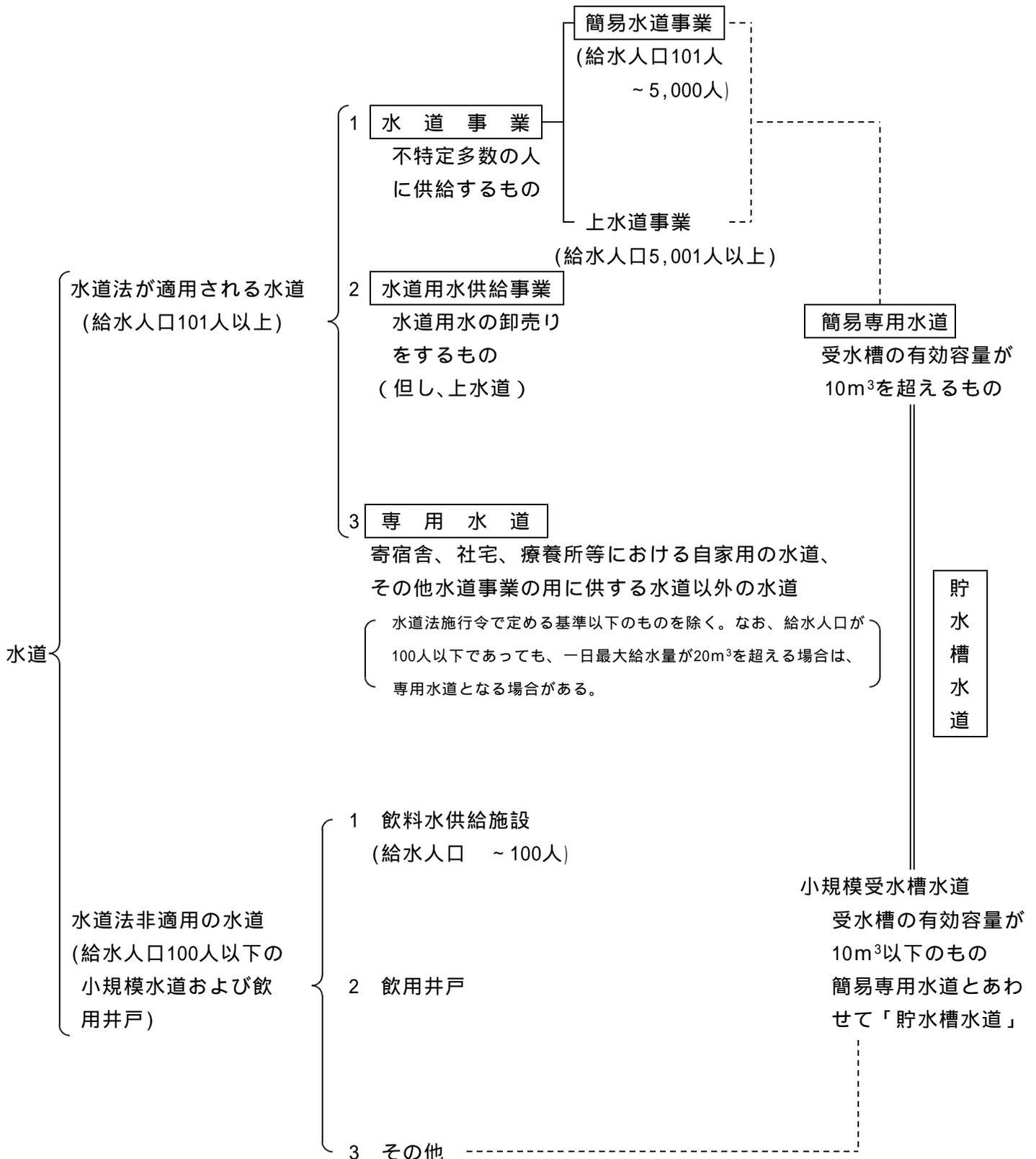
・工場用一括して浄化したものを飲用にも供給するもの「浄兼」

参 考

(参 考)

1. 水 道 の 種 類

(は水道法上の用語)



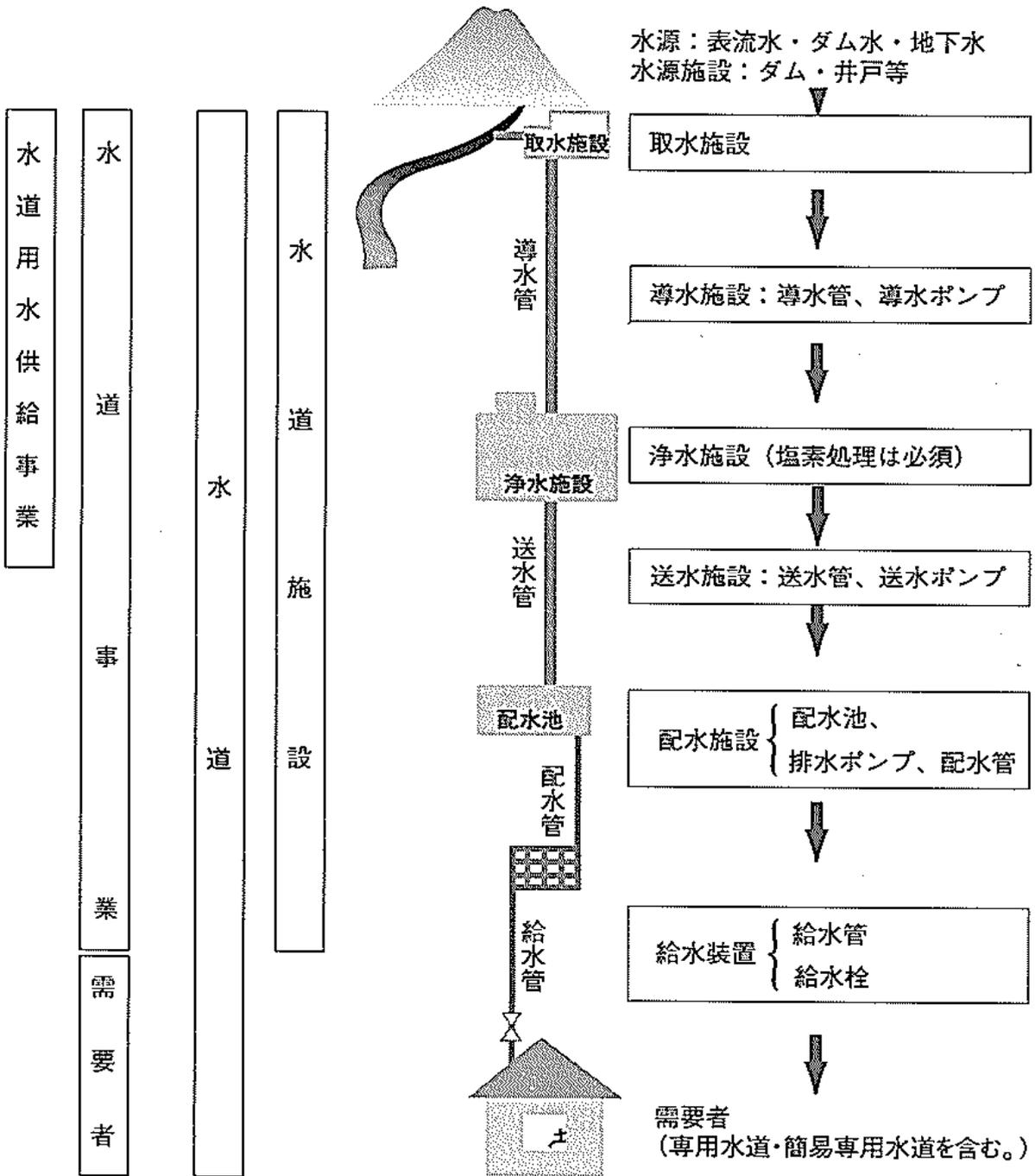
水道の構成のイメージ

～水道法ハンドブックより(株式会社ぎょうせい発行)～

(管理区分)

(用語範囲)

(具体施設)



水道とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。(水道法第3条第1項)

2. 水道の水質基準

(1) 水質基準項目

(平成27年3月2日厚生労働省令第29号、平成27年4月1日施行)

番号	項目名	基準値	給水栓以外での水の採取	検査回数		省略の可否
					検査回数 の減	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌	検出されないこと				
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	一定の場合可※1	概ね3月に1回以上	※3	※5
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	不可			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	一定の場合可※1			
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	不可			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	一定の場合可※1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	不可			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	一定の場合可※1			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下				
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		不可	※3	※5
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				
21	塩素酸	0.6mg/L以下	不可			
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下				
23	クロロホルム	0.06mg/L以下				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下				
26	臭素酸	0.01mg/L以下		不可	※3	※6
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下				
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下				
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下				
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下				
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下				
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	一定の場合可※1			※5
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	不可			
38	塩化物イオン	200mg/L以下		概ね1月に1回以上	※4	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	一定の場合可※1	概ね3月に1回以上	※3	※5
40	蒸発残留物	500mg/L以下				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下	不可	概ね1月に1回以上	不可	※10
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下		※2		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	一定の場合可※1	概ね3月に1回以上	※3	※5
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	不可	概ね1月に1回以上	※4	不可
47	pH値	5.8以上8.6以下				
48	味	異常でないこと				
49	臭気	異常でないこと				
50	色度	5度以下				
51	濁度	2度以下				

- ※1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であって、この場合には、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。
- ※2 水源における当該事項を産出する藻類の発生が小さいものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。
- ※3 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値(基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。)の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。
- ※4 当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね三箇月に一回以上とすることができる。
- ※5 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合。
- ※6 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに浄水又は浄水処理過程における水に注入する凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤及び水道施設の資材または設備の使用状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合。
- ※7 ※5のとおり。ただし、海水を原水とする場合を除く。
- ※8 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合。
- ※9 ※5のとおり。ただし、浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。
- ※10 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合。

(2) 水質管理目標設定項目 (平成27年3月2日厚生労働省令第29号、平成27年4月1日施行)

番号	項目名	目標値	番号	項目名	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	16	残留塩素	1mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下(暫定)	17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L以下	18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下
4	削除	削除	19	遊離炭酸	20mg/L以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
6	削除	削除	21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
7	削除	削除	22	有機物等(過マンガン酸カリウ ム消費量)	3mg/L以下
8	トルエン	0.4mg/L以下	23	臭気強度(TON)	3以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	25	濁度	1度以下
11	削除	削除	26	pH値	7.5程度
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が 2,000以下(暫定)
14	均水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、 1以下	30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L以下

(3) 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト

(平成27年3月2日厚生労働省令第29号、平成27年4月1日施行)

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05
2	2, 2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08
3	2, 4-D(2, 4-PA)	除草剤	0.03
4	EPN注1)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.2
7	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラス	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン注1)	殺虫剤	0.008
13	イソフェンホス注1)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3
16	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09
17	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006
18	インダノフェン	除草剤	0.009
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03
20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	殺菌剤	0.006
21	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	0.004
23	エンドスルファン(ベンゾエピン)注2)	殺虫剤	0.01
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
25	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03
26	オリサストロピン	殺虫剤 殺菌剤	0.1
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006
28	カフェンストール	殺虫剤 除草剤	0.008
29	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3
30	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05
31	カルプロバミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04
32	カルボフラン	代謝物	0.005
33	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005
34	キャプタン	殺菌剤	0.3
35	クミルロン	除草剤	0.03
36	グリホサート注3)	除草剤	2
37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02
38	クロメプロップ	除草剤	0.02
39	クロルニトロフェン(CNP)注4)	除草剤	0.0001
40	クロルピリホス注1)	殺虫剤	0.003

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
4 1	クロロタロニル (T P N)	殺虫剤 殺菌剤	0. 05
4 2	シアナジン	除草剤	0. 004
4 3	シアノホス (C Y A P)	殺虫剤	0. 003
4 4	ジウロン (D C M U)	除草剤	0. 02
4 5	ジクロベニル (D B N)	除草剤	0. 01
4 6	ジクロルボス (D D V P)	殺虫剤	0. 008
4 7	ジクワット	除草剤	0. 005
4 8	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0. 004
4 9	ジチアノン	殺菌剤	0. 03
5 0	ジチオカルバメート系農薬 注5)	殺虫剤 殺菌剤	0. 05 (二硫化炭素として)
5 1	ジチオビル	除草剤	0. 009
5 2	シハロホップブチル	除草剤	0. 006
5 3	シマジン (C A T)	除草剤	0. 003
5 4	ジメタメトリン	除草剤	0. 02
5 5	ジメトエート	殺虫剤	0. 05
5 6	シメトリン	除草剤	0. 03
5 7	ジメピペレート	除草剤	0. 003
5 8	ダイアジノン 注1)	殺虫剤 殺菌剤	0. 005
5 9	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0. 8
6 0	ダゾメット	殺菌剤	0. 006
6 1	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0. 1
6 2	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0. 02
6 3	チオジカルブ	殺虫剤	0. 08
6 4	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0. 3
6 5	チオベンカルブ	除草剤	0. 02
6 6	テルブカルブ (M B P M C)	除草剤	0. 02
6 7	トリクロビル	除草剤	0. 006
6 8	トリクロルホン (D E P)	殺虫剤	0. 005
6 9	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0. 08
7 0	トリフルラリン	除草剤	0. 06
7 1	ナプロバミド	除草剤	0. 03
7 2	パラコート	除草剤	0. 005
7 3	ビベロホス	除草剤	0. 0009
7 4	ピラクロニル	除草剤	0. 01
7 5	ピラゾキシフェン	除草剤	0. 004
7 6	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0. 02
7 7	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0. 002
7 8	ピリプチカルブ	除草剤	0. 02
7 9	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0. 04
8 0	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0. 0005
8 1	フェニトロチオン (M E P) 注1)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0. 003
8 2	フェノブカルブ (B P M C)	殺虫剤 殺菌剤	0. 03
8 3	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0. 05
8 4	フェンチオン (M P P) 注6)	殺虫剤	0. 006
8 5	フェントエート (P A P)	殺虫剤 殺菌剤	0. 007
8 6	フェントラザミド	除草剤	0. 01
8 7	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0. 1
8 8	ブタクロール	除草剤	0. 03
8 9	ブタミホス 注1)	除草剤	0. 02
9 0	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0. 02
9 1	フルアジナム	殺菌剤	0. 03
9 2	プレチラクロール	除草剤	0. 05
9 3	プロシミドン	殺菌剤	0. 09
9 4	プロチオホス	殺虫剤	0. 004
9 5	プロピオナゾール	殺菌剤	0. 05
9 6	プロピザミド	除草剤	0. 05
9 7	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0. 05
9 8	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0. 1
9 9	ベノミル	殺菌剤	0. 02

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
100	ベンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1
101	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
102	ベンゾフェナップ	除草剤	0.004
103	ペンタゾン	除草剤	0.2
104	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
105	ペンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04
106	ペンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
107	ペンフレセート	除草剤	0.07
108	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
109	マラチオン (マラソン) 注1)	殺虫剤	0.05
110	メコプロップ (MCP P)	除草剤	0.05
111	メソミル	殺虫剤	0.03
112	メタム (カーバム)	殺虫剤	0.01
113	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06
114	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004
115	メチルダイムロン	除草剤	0.03
116	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04
117	メトリブジン	除草剤	0.03
118	メフェナセツト	除草剤	0.02
119	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1
120	モリネート	除草剤	0.005

注1) EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン (MEP)、ブタミホス及びマラチオン (マラソン) の濃度については、それぞれのおキソンの濃度と合計して算出すること。

注2) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、代謝物であるエンドスルフエート (ベンゾエピンスルフエート) の濃度と合計して算出すること。

注3) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) と合計して算出すること。

注4) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、CNP-アミノ体の濃度と合計して算出すること。

注5) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注6) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度と合計して算出すること。

